A02

定　　款

名　称　　株式会社アットマークテクノ

定　　款

第 1 章　　総　　則

（商号）

第 1 条　　当会社は、株式会社アットマークテクノと称し、英文では、 Atmark Techno, Inc. と表示する。

（目的）

第 2 条　　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ機器のソフトウェア設計・プログラム開発・販売および技術提供ならびに保守に関する業務
2. コンピュータ機器のハードウェア設計・開発・製造・販売および技術提供ならびに保守に関する業務
3. 電子機器およびそれらの部品・付属品の設計・開発・製造・販売および技術提供ならびに保守に関する業務
4. コンピュータシステムの設計・開発・製造・販売および技術提供ならびに保守に関する業務
5. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
6. 前各号に附帯する一切の業務

（本店所在地）

第 3 条　　当会社は、本店を札幌市に置く。

（機関）

第 4 条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会
(2)　監査等委員会
(3)　会計監査人

（公告方法）

第 5 条　　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第 6 条　　当会社の発行可能株式総数は、3,000,000 株とする。

（単元株式数）
第 7 条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第 8 条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2)　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己株式の取得）
第９条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株式取扱規程）
第１０条　　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）
第１１条　　当会社は株式名簿管理人を置く。
２　　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章　　株　　主　　総　　会

（招集）
第１２条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 7 月 31 日とする。

（招集権者および議長）
第１４条　　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置制度）
第１５条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１８条　　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章　　取 締 役 お よ び 取 締 役 会

（取締役の員数）

第１９条　　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 5 名以内とする。

２　　当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

（選任方法）

第２０条　　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２１条　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　　監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）

第２２条　　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　　代表取締役は社長とし、当会社を代表して当会社の業務を執行する。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

２　　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２５条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２６条　　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第２７条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２８条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（役員の責任の免除）

第２９条　　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令に定める限度額を限度として免除することができる。

（取締役との責任限定契約）

第３０条　　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結すること

ができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。

（重要な業務執行の決定の委任）

第３１条　　取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第５章　　監　査　等　委　員　会

（常勤の監査等委員）

第３２条　　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３３条　　監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第３４条　　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３５条　　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）

第３６条　　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会　計　監　査　人

（会計監査人の選任）

第３７条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３８条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任免除）

第３９条　　当会社は、会社法第４２７条の規定により会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、 法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

（会計監査人の報酬等）

第４０条　　会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会において定める。

第 7 章　　計　　算

（事業年度）

第４１条　　当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年間とする。

（計算書類等の承認及び報告）

第４２条　　当会社は、会社法第 439 条の規定により、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他会社の財産及び損益の状況を示すものとして法務省令で定めるものをいう。）について、取締役会の承認を受けたときは、これを定時株主総会に提出し、その内容を報告するものとする。ただし、同条の規定による取締役会の承認の要件を満たさない場合は、この限りでない。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４３条　　当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる。

（剰余金の配当の基準日）

第４４条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

２　　当会社の中間配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

３　　前 2 項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第４５条　　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第　9　章　　そ　　の　　他

（法令の準拠）

第４６条　　この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

附　　則

2020年 9 月 1 日制定
2020年10月 1 日改正
2021年 3 月12日改正
2022年 8 月 1 日改正
2023年 8 月 1 日改正
2024年10月28日改正
2026年 3 月 5 日改正
2026年 6 月30日改正
2026年10月29日改正